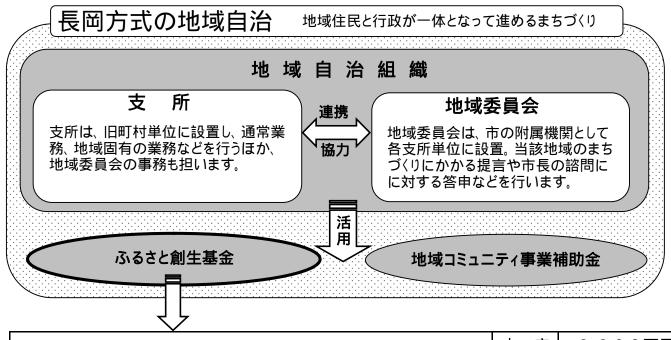
長岡市ふるさと創生基金事業について

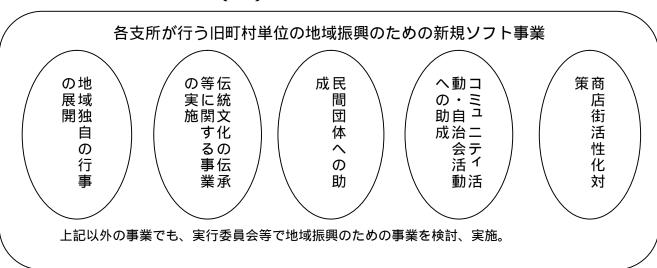


長岡市ふるさと創生基金 40億円 (H17年度設置)

- ・基金は、合併特例債等の活用により40億円の積み立てを行います。
- ・基金の運用益により、旧市町村の区域における地域振興を図る事業や 新市の一体感醸成に資する事業を対象とします。
- ・平成19年度予算額 4,744万円 詳細 ・各支所の事業費は、均等割+人口割で算出。 詳細は右記のとおり。

本庁	2,208万円
中之島	3 2 3 万円
越路	3 4 9 万円
三島	2 3 3 万円
山古志	139万円
小 国	2 2 9 万円
和島	187万円
寺 泊	3 1 4 万円
栃 尾	5 3 1 万円
与 板	2 3 1 万円
-	

運用益を充当できる事業(例)



事業の検討方法

支所ごとに、ふるさと創生事業実行委員会を設置する。

(組織体制は、支所が中心となり、地域の実情に応じて各種団体や住民の参画を得なが ら設置する。) 実行委員会は、各地域の地域振興に資するソフト事業を検討し、事業の立案を行う。

立案された事業を、地域委員会に諮り決定する。

例2 地域委員会で、各地域の地域振興に資する事業等について提案してもらう。 地域委員会の意見を参考に、実行委員会で事業の計画・立案を行う。 実行委員会で計画・立案された事業を、最終的に地域委員会に諮り決定する。

事業の検討方法は、各支所で地域の独自性を生かして検討してください。

対象とならない事業費

報酬(給料など) 食糧費(飲食・慰労会など) 個人や団体に帰属する備品

地域コミュニティ事業補助金など、他の補助事業などで取り組む事業

事業にかかる収入・支出の管理は、原則として支所が行う。

例1